

その1 災害補償課

現在、本市には遺族補償年金の受給者がいます。
 今後、この年金額がどのように改定することが見込まれるか教えてください。
 なお、本市の遺族補償年金の受給者に係る概況については次のとおりです。

年金事由発生日(消防団員の死亡日)	平成21年1月11日
年金支給開始月	平成21年2月
死亡団員	A(昭和29年1月21日生)
受給権者	B(Aの妻、昭和29年10月3日生)
受給資格者	C(Aの父、昭和2年5月12日生) D(Aの母、昭和4年10月25日生)
現在の年金額	遺族補償年金 補償基礎額×223 (受給遺族が3人の倍数)
	遺族特別給付金 補償基礎額×223×20/100

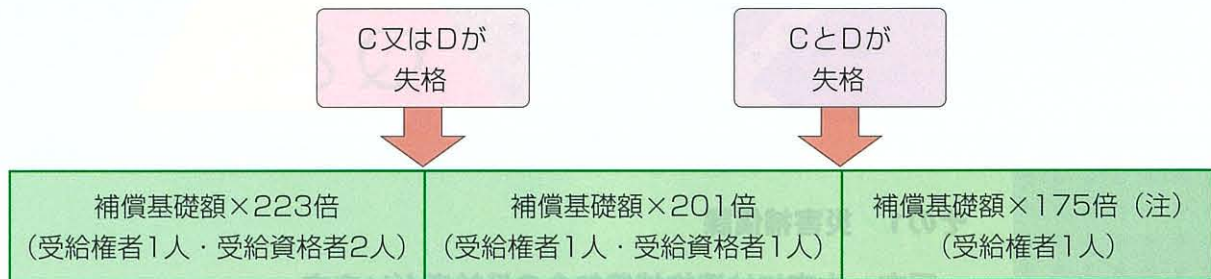


本件の遺族補償年金の額については、次の変更事由に該当した場合は、年金額の改定があります。(「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」(以下、「基準政令」という。))第8条の3及び第8条の4第1項、同基準政令附則第3条第1項～第3項、市(町村)消防団員等公務災害補償条例(例)(以下、「条例(例)」という。))第13条及び第14条第1項、同条例(例)附則第5条第1項～第3項)

- 1 年金額の算定基礎人数に減が生じた次の場合
 - ① 受給権者(B)と生計同一関係にある受給資格者(C、D)が死亡等により失格した場合
 - ② 受給権者(B)が死亡・再婚等により失権し、受給資格者(C、D)が転給によって受給権者となった場合
 - ③ 受給権者(B)と生計同一関係にあった受給資格者(C、D)が、受給権者(B)と生計同一関係でなくなった場合
- 2 受給権者(B)と、生計同一関係にある受給資格者(C、D)が失格したときに、Bが55歳に達していた場合
- 3 補償基礎額が改定された場合
- 4 同一の事由(Aの死亡)により、厚生年金保険法等の他の法律の規定による年金が支給された場合

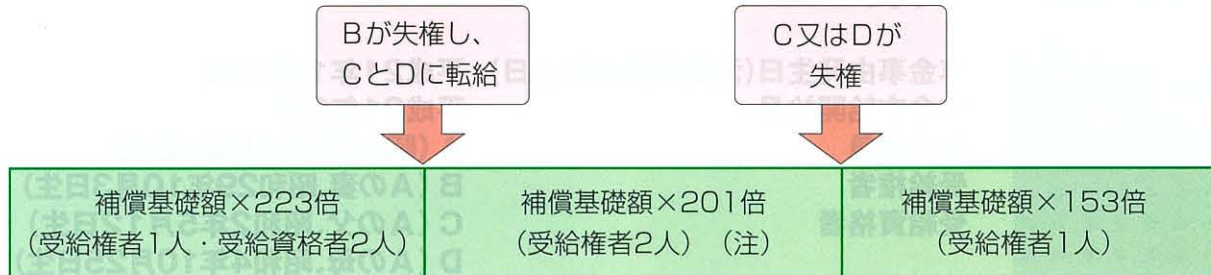
1及び2の場合については、年金額の改定は次のとおりになると考えられます。
 (基準政令第8条の2、条例(例)第12条)

<1の①又は1の③に該当する場合>



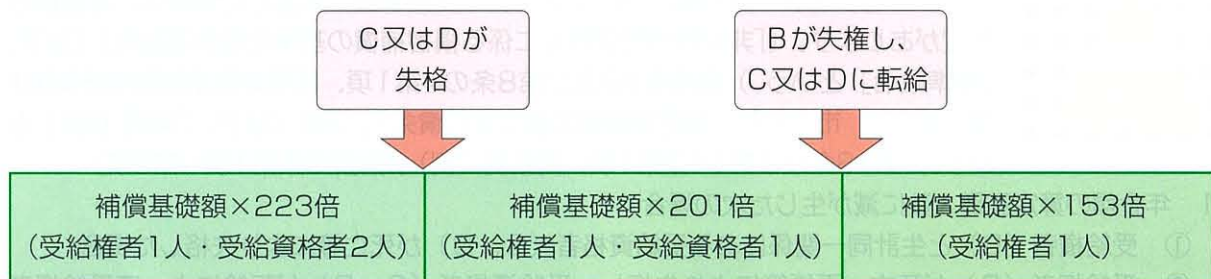
(注) なお、本件の場合、B（被災団員の妻）は現時点（22年4月）で55歳に達しているので、2に該当しており、55歳に達した月の翌月からこの倍数に改定されています。

<1の②に該当する場合>



(注) CとDが受給権者となる場合、それぞれの受給権者に年金が支給されることとなりますので、それぞれの額は、年金額を人数(2人)で除した額となります。なお、このような場合は、原則として、2人のうちの1人を年金の請求及び受領についての代表者に選任していただくこととなります。

<1の①及び1の②に該当する場合>



また、基準政令の改正によって補償基礎額が改定された場合や、同一の事由（Aの死亡）によって他の法律の規定による年金が支給された場合（注）には、年金額が改定されます。

(注) 本件については、同一の事由による遺族厚生年金が支給された場合、年金額に規定の調整率（0.84）を乗じた額、又は、調整後の年金額が調整前の年金額から同一の事由について支給される遺族厚生年金の額を控除した額を下回る場合にはその控除した残額に相当する額が支給されることとなります。（基準政令附則第3条第2項、条例（例）附則第5条第2項）

なお、遺族特別給付金についても、4の事由を除いて、遺族補償年金額の改定に併せて改定されますので、ご注意ください。

上記の事由から、年金額又は特別給付金額が改定される場合、それぞれの改定に係る年金決定通知書又は特別給付金（年金）決定通知書をご送付いたしますので、そちらをご確認いただきますようお願いいたします。